

### 第3回下野市消費生活検討委員会 会議録

日 時	平成27年11月2日(月) 午後2時00分～午後3時40分
場 所	下野市保健福祉センター ゆうゆう館 会議室
出席委員	白石智則委員長、片根稔委員、佐藤一義委員、津野田久江委員、隅谷サヨ子委員、本多絵美委員、河又敏子委員、生井真澄委員、石川美佐子委員、保沢明委員、橋本幸昌委員
欠席委員	青柳庄一委員、大沼ヨシ子委員、坂本順子委員、福田一也委員
事務局	渡辺房男市民生活部長、篠崎安史安全安心課長、松本泰子主幹、木村みどり副主幹
傍聴者	—

#### ○次第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
  - (1) 第2回委員会会議録の確認について
  - (2) 第二次下野市消費生活基本計画(素案)について
  - (3) その他
- 4 閉会

#### ○開会

(事務局) ただいまより第3回下野市消費生活検討委員会を開会する。

#### ○委員長あいさつ

(事務局) 委員長からごあいさつをお願いしたい。

(白石委員長) 第3回目の委員会となり、素案の大きな部分については、本日まとめないといけないと思っている。私は直接消費者行政に携わったことがないので、素案の調整において不適切な部分があるかもしれない。ぜひ皆様の貴重な経験を活かしていただきたいと思うので、よろしくをお願いしたい。

(事務局) 市消費生活検討委員会条例第5条第1項の規定により、この後の議事進行を、白石委員長にお願いする。

(白石委員長) 最初に、会議成立、会議録署名人について確認させていただく。

本日の欠席委員は4名であり、委員定数15名のうち、過半数以上の委員が出席しているため、市消費生活検討委員会条例第5条第2項の規定により、会議は成立する。

本日の会議録署名人は、名簿順で、隅谷委員、本多委員にお願いする。

(白石委員長) 議事に入る前に、事務局に配布資料の確認をお願いします。  
(事務局) [配布資料の確認]

## ○議事

### (1) 第2回委員会会議録の確認について

(白石委員長) 議題1について、事務局に説明をお願いします。

(事務局) 第2回委員会の会議録については、事前に配付し確認していただいたが、修正点はなかったため確定させていただく。

(白石委員長) それでは、次の議題に移る。

### (2) 第二次下野市消費生活基本計画(素案)について

(白石委員長) 議題2について、事務局に説明をお願いします。

(事務局) 第二次下野市消費生活基本計画(素案②)について説明。

(白石委員長) 第二次下野市消費生活基本計画(素案②)について、事務局に説明していただいた。これから、いくつかに分けて、皆様のご意見・ご質問等をいただきたい。まず、「第1章 計画の基本的な考え方」について、何かご意見・ご質問等はあるか。今回変更があった部分以外についても、ご意見があったらいただきたい。

(本多委員) P2・4段落目の「第三次消費者基本計画」の計画期間について、「平成27年度から平成32年度までの5年間」と記載されているが、「平成27年度から平成32年度まで」とすると6年間になる。正しくは「平成31年度まで」ではないかと思う。

(白石委員長) いかがか。事務局にご確認いただきたい。

(事務局) 確認の上、修正させていただく。

(白石委員長) 他にご意見はあるか。

第1章については以上でよろしいか。

(白石委員長) 続いて「第2章 基本的施策」について、何かご意見・ご質問等はあるか。まずは「1. 消費者の自立支援」について、この部分は大きな変更点はないと思うが、いかがか。

(隅谷委員) この会議の出席を求められた時、「消費生活基本計画」とは何か、漠然としていてピンとこなかったが、インターネットで他の市の計画や国の計画を調べてみて、自分なりにどういうものかわかってきた。「消費生活」とは、経済活動を伴うこと、つまりお金を払って物を買うという生活のことだそう。私たちの消費生活リーダー協議会では月1回集まりがあって、機能性表示食品のことや国保税のこと、マイナンバー制度のことなど、生活に密着した話題が挙がるが、こういうことすべてを「消費生活」と言っているのかなと感じ

ている。私は「消費者の代表」という位置づけでこの会議に出席しているのだと思うが、この計画の中で「消費者教育」の部分については意見が言えると思っている。私は10年くらい前に公民館の社会教育指導員をしていたことがあるが、公民館講座の中に消費生活に関わる講座があっても良いのではないかと思う。出前講座は行政側からするとあくまで受身の形であると思うが、計画の中には、もっと積極的な施策をとらなくてはならないということが書かれている。生涯学習情報センターのリクエスト講座は、市の職員が講師となって行う様々な講座があり、消費者にとって学習する機会がたくさんあると思うが、例えば「消費者月間には、消費生活に関する本を図書館にまとめて置く」とか、もう少し私達の身近なところでの教育なり啓発なりが書かれていても良いのではないかと思う。「食育」については、学校教育課だけで担当するのではなく健康増進課などが関係していても良いのではないか、もっと幅広く担当課があっても良いのではないかと思う。私としては、もっと積極的な取り組みがあっても良いと思う。また、消費者代表や事業者代表として、せっかくこの場に集まっているのだから、「こういった取り組みがもう少し足りない」とか、それぞれの立場でもっと意見を出し合えたら良いと思う。

(白石委員長) 最後の部分については、まさに仰るとおりだと思う。せっかく消費者代表や事業者代表の方々が来られているので、この計画に盛り込まれていないことや、あるいは盛り込まれてはいても漠然として良くわからない部分などがあれば、いろいろと発言していただけるとありがたい。  
今のご意見だが、もう少し具体的な活動を盛り込んだ方が良いということか。つまり「消費者教育の機会の充実」の取り組みとしては、これでは不十分ではないか、というご意見でよろしいか。

(隅谷委員) 出前講座の担当が、生涯学習文化課だけでなく、色々な課があっても良いと思うが、それを1つにまとめて生涯学習文化課としてしまっても良いのかという疑問がある。リクエスト講座には税務課や都市計画課など、色々な課が担当する講座がたくさんあるのに、出前講座の担当課が2つだけでいいのかということを皆様にお聞きしたい。

(白石委員長) 担当課としては色々な課が協力し合うということは当然かと思うが、とりあえずこの部分については、中心となる課が記載されているということで認識しているがいかがか。事務局から説明があればお願いしたい。

(事務局) まちづくりリクエスト講座は、市職員が講師となって行う出前講座を生涯学習文化課で取りまとめて行っているものであり、平成27年度は全部で54の講座がある。その中の講座の1つとして消費者講座があるということである。生涯学習情報センターを通して申し込んでいただいても良いし、もちろん消費生活センターや安全安心課に直接申し込んでいただき、出前講座を行う場合もある。先程、公民館講座の話があったが、公民館講座の場合、1時間から2時間、場合によっては半日かけて行う講座もある。公民館講座の中の1つの講座としてあっても良いかもしれないが、消費者講座だけを単独で

2時間行うというのはなかなか難しいのではないかと。例えば何かテーマが決まっている講座の中の1コマをいただいて話をすることなら可能かもしれないので、これからそういう講座も取り入れていけたら良いのではないかと。公民館を管轄する生涯学習文化課とそのような話をしている状況である。

(隅谷委員)

私達のリーダー協議会でも、高齢者学級の1コマで、特殊詐欺についての寸劇を通して啓発活動を行っている。1日2時間の講座を行うのではなく、例えば「契約とは何か」等、3回シリーズの講座などがあっても良いかと思う。今までにない形の積極的な働きかけをしていけたら良いのではないかと思

(白石委員長)

い、意見を言わせていただいた。

それでは、取り組み内容は「消費生活出前講座の実施」のままとして、ただその中身についてはもっと色々な観点から実施していく、ということにより

それから、担当課に色々な課を羅列してしまうとかえって責任の所在が曖昧になってしまうため、2つの課が中心となって色々な課と協力してやっていくということで、取り組み内容と担当課については、このままとしてよろしいか。ただし、消費生活出前講座の中身の充実については、推進施策「ア」の文章を変えた方が良いとか、何か加えた方が良いとか、この後でも良いのでご意見をいただいて事務局と対応させていただくという形にしたいので、よろしくお願

(隅谷委員)

いしたい。

「1. 消費者の自立支援」のところで、他にご意見はあるか。

(白石委員長)

ここで言う「消費者団体」とは、どういう団体を言うのか。

(事務局)

(2)で言う「消費者団体」について、事務局より説明をお願いしたい。

その他にも活動されている団体もあると思うが、主に隅谷委員の消費生活リーダー協議会や、津野田委員の生活友の会といった団体を指している。

(隅谷委員)

「消費者団体」というと、常日頃から私達2つの団体が一番先に挙げられるが、他にも社会教育の団体とかボランティア団体とか色々な団体があるので、「消費者団体」とはもっと広い範囲であって良いと思うが、どの辺まで把握して「消費者団体」という言葉を使っているのか。

(白石委員長)

文言としては「消費者団体等」であり、今言われた2つの代表的な団体の他にも存在するのであればもちろんその団体も含むし、それどころか「その他の関係団体」や「事業者」も含むといった広い意味で使っている。そういった団体と連携して啓発活動を行うということであるので、なるべく広い表現を使う方が良いという趣旨だと思

(隅谷委員)

うが、いかがか。

趣旨はわかるが、もっと声かけをしても良い団体があると思うが、「消費者団体」として、どのくらいまで把握しているのかと思い、お聞きしてみた。

(白石委員長)

今言われたのは計画の運用面のことであるので、計画策定後には行政側でその点に気を付けて推進していただきたいと思う。

その他にご意見はあるか。

- (白石委員長) それでは次に移らせていただき、「2. 消費生活の安全・安心の確保」について、ご意見・ご質問はあるか。
- (本多委員) 文言について、P 1 2 「イ 建物の安全性の確保」の1行目、「住宅等の建物については、経年劣化により安全性が低下したり、安全基準の改正等により安全性の評価が低下することがあります。」のところがわかりづらいので、「経年劣化や安全基準の改正等により、安全性やその評価が低下することがあります。」とした方が分かりやすいのではないかと思います。
- (白石委員長) 確かに少しわかりづらい表現かと思うので、本多委員の意見を参考に事務局と相談して文言をまとめるという形でよろしいか。  
その他に何かご意見はあるか。
- (白石委員長) それでは先に進めさせていただく。  
「3. 消費者被害の未然防止及び救済」について、何かご意見はあるか。
- (津野田委員) P 1 6 の取り組み内容の②と④が再掲となっているが、「再掲」の後、1.-(1)-アの前にページ数を入れていただくとわかりやすいと思うが、いかがか。
- (白石委員長) 基本計画としてはページ数を入れないが、例えば外部に表示する時はそういった形の配慮は必要になるかと思うが、よろしいか。
- (津野田委員) 了解した。
- (本多委員) P 1 9 「※2 成年後見制度」の注釈部分についてであるが、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあり、また「法定後見制度」は「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれているということである。最後の「判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選ぶことができる」の部分だが、「法定後見と任意後見を選択できる」と言っているのか、それとも「法定後見は3つの中から選ぶことができる」と言っているのか、どちらなのかよくわからない。もし「法定後見制度」のことを言っているのであれば、少し語弊があるのではないかと思います。あくまでも、その人の状況に応じて申し立てをして家庭裁判所で選任される、という流れがあるので、「判断能力の程度など本人の事情に応じて家庭裁判所に申し立てをすることができる」と改めた方が良いのではないかと感じた。
- (白石委員長) 私も「選ぶ」という表現はおかしいと思うので、修正いただくというのでよろしいか。
- (本多委員) それから、「任意後見制度」についてももう少し加筆していただいた方が良いと思う。  
また、P 1 8 「ア 高齢者等への消費生活情報の提供」のところで、「障がいのある人が自ら危機感を持って」という文があるが、実際には障がいのある人が自ら危機感を持つことができるかということ、難しい方もいらっしゃると思うので、「障がいのある人や身近な方が」という文言を入れていただいた方が良いと思う。

- (白石委員長) 仰るように「身近な方が」と入れた方が、より実態に即した表現になると思うので、特にご意見がなければ今のご意見を踏まえて文言を調整させていただくということでよろしいか。  
その他にご意見はいかがか。  
それでは、私から1点お願いしたいことがあるが、P17「ア 消費生活相談体制の充実」の取り組み内容の⑥と⑦、司法書士と弁護士による無料法律相談の実施のところで、おそらく司法書士による無料法律相談も窓口となる市の担当課等があるかと思うので入れていただきたい。それから、弁護士の方は弁護士会が入っていないのに、司法書士の方は司法書士会が入っているのはおかしくはないか。
- (本多委員) 司法書士会には2つの相談会があって、無料相談会というのは県の司法書士会で実施しているものを言っているのではないかと思う。もう1つの方は、県司法書士会小山支部が市を通してこの会議室を借りて、月1回開催している相談会で、私もどちらのことを言っているのかわからなかったが、多分市としては県の方の相談会のことを言っているのではないかと思う。
- (白石委員長) もともと文言が違っていたのを、私が統一した方が良いのではと申し出した部分で、おそらく今は相談会をやられているということであるが、将来的にはその他の相談というのもあって良いと思うので、計画としてはより広く「無料法律相談」と直していただいた次第である。では、担当課の方は、基本的には県弁護士会ということで良いか。
- (本多委員) 宇都宮にある県司法書士会で、毎週土曜日に無料相談会をやっている。私はこの文言がこの相談会のことを言っているのだと思っていたのだが、下野市内でも毎月1回水曜日に相談会をやっているのので、ここに載せるのであれば市の方を載せた方が良いのかもしれない。
- (白石委員長) この部分はもともと「関係機関との連携強化」のところにあったので、多分県の方を指していたのだと思う。ただ計画の文言としては幅広く含めたいと思うので、県司法書士会がメインでやられているものについても市は協力・連携していく必要があると思う。いずれにしても市の窓口も書いた方が良いと思うので、確認して書いていただきたい。そうすると、⑦については弁護士会は直接関わっていないということであり、⑥については県司法書士会がメインとしてやっているので担当課の一番目に挙げてあるということでもよろしいか。  
その他について、何かご意見はあるか。
- (津野田委員) P19「イ 高齢者等への見守りの強化」について、文章の最後の部分が「地域が一体となった見守り活動を推進します。」となっているが、推進施策のタイトルが「強化」となっており、また、P20・5行目にも同じ文言があるので、「見守り活動を強化していきます。」という表現がより良いと思う。
- (白石委員長) 文章の最後は確かに「強化」ということで合わせて良いと思うが、取り組み内容①の「相談対応の推進」についてはこのままで良いと思うので、文章の方だけ修正という形でよろしいか。

その他、ご意見はあるか。

それでは、3節に限らず全体的に何かご意見・ご質問はあるか。

本委員会の目的は、まずは消費生活基本計画の策定ということであるが、その他消費生活事業に関し必要と認めることについては審議できるということになっているので、文言だけでなく問題点などあれば、この場で言うだけでと議事録という形で残るし、また最後は市長への報告という形になると思うので、よろしければご発言いただきたい。

ご意見等はないということよろしいか。

計画はそろそろ確定させていかななくてはならない段階であるので、何かご意見があればお願いしたい。

(隅谷委員)

P8「ア 消費者教育の機会の充実」の取り組み内容「⑥地産地消の推進及び食育推進運動の実施」について、「食育」という言葉からどうしても学齢期が対象かと思ってしまうが、例えば「正しい食事のとり方」とか「余計なサプリメントを摂らない」というようなことも含めた場合、大人にとっても大切なことだと思う。そうすると、農政課や学校教育課だけでなく、例えば健康増進課とか、どこか食に関する担当課があっても良いのではないかと思うがいかがか。

(白石委員長)

まず、取り組み内容としては、小・中学校に限られたことではなく一般市民全体に対する取り組みということであるが、担当課の点についてはいかがか。事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

隅谷委員が仰るように学校教育課についてはあくまで子どもが対象であり、子ども以外としては保護者の方までとなってしまうと思うが、農政課については学校給食に地元産食材を取り入れた際の助成はもちろん、その他にも地元産かんぴょうを使用したメニューを提供している飲食店への助成や、その他様々なPRを行っている。農政課の事業については、子ども対象ということではないと思っている。健康増進課の話があったが、現状では把握できていないので確認させていただきたい。

(隅谷委員)

担当課として入れてほしい、情報を発信してほしい、という希望である。

(事務局)

健康増進課でどのようなことを行っているのか把握しきれていないので、担当課長や担当者に確認し、検討させていただきたい。また、食品表示や健康食品については、消費生活センターでも消費者庁や(独)国民生活センターからの情報があり、今後もそういった情報を提供していけると思うので、そういったことから安全安心課も担当課として入るのかとは思ふ。健康増進課については、やはり確認させていただきたいと思う。

(白石委員長)

それでは、その辺については内部で調整いただき、次回ご報告いただくということよろしいか。

他にご意見・ご質問はあるか。

よろしいか。

(3) その他

(白石委員長)

それでは、最後に、事務局から次回会議の日程等についてご説明願う。

(事務局)

この計画のP9にもあるように、消費者まつりを毎年開催しているが、今年度は平成28年1月31日(日) きらら館において開催する予定である。現在、実行委員会ということで、関係団体や事業所様にご協力いただきながら計画を練っているところであり、これから広報紙やホームページでPRしていく予定であるので、ぜひ委員の皆様にもご来場いただきたい。また、お知り合いの方にもPRをお願いしたい。

また、本日の会議録については、調整が済み次第、委員の皆様にお送りしてご確認いただき、皆様からいただいたご意見を基に修正したものを、次回の会議時に承認を得たいと考えているので、よろしくをお願いしたい。

次回の会議は11月30日(月)の午後2時から、ゆうゆう館会議室での開催を予定している。確定次第、委員の皆様にお知らせするので、ご出席をお願いしたい。次回の会議では、本日いただいたご意見等についての内容と、この検討委員会の2つめの目的でもある消費生活条例について、ご検討いただく予定であるので、よろしくをお願いしたい。

(白石委員長)

これで本日の議事はすべて終了した。

それでは、進行を事務局へお返すする。

○閉会

(事務局)

以上をもって第3回下野市消費生活検討委員会を閉会する。

以上